

給水装置施行基準 新旧対照表

令和 7 年 4 月 1 日改定

倉敷市水道局

改 正
第2章 給水装置工事の流れ

P.3

1. 給水装置工事の申し込み手続き

給水装置工事（修繕工事を除く。）の申し込みをしようとする者は、指定工事事業者を選定し、指定工事事業者は管理者に申し込むものとする。

2. 手数料及び負担金等の徴収

- (1) 手数料（設計審査手数料、しゅん工検査手数料）

「水道条例第27条」

メーター口径、又は給水管口径に応じ徴収する。

- (2) 負担金等（水道利用加入金、工事負担金、管理負担金）

「水道条例第26条」

- ① 水道利用加入金

配水管、又は給水本管から分岐するとき、メーター口径に応じ徴収する。

- ② 工事負担金

配水管の新設、又は改良を必要とするとき。

「水道条例施行規程第23条」

給水に必要な口径に対応する配水管標準工事費及び舗装の種別に応じた復旧費に、布設延長ごとの負担率及びそれぞれ該当する布設延長を乗じて算出した額を徴収する。また、改良の場合は、これに口径変更による改良負担率も乗じる。

- ③ 管理負担金

市の定める一定規模以上の開発行為であって、当該開発行為者の布設する一切の給水装置工事のうち、給水本管を市に移管し、市がこれを管理するとき、別に定める管理負担金算定基準表にそれぞれ該当する布設延長を乗じて算出した額を徴収する。

3. 給水装置工事の事前協議

次に掲げる給水装置工事の申し込みについては、申し込みの1か月前までに事前協議書2部を提出し、管理者の承認を受けなければならない。

- * 3階建て建物への直結直圧式給水
- * 直結増圧式給水
- * 受水槽式給水

4. 給水装置工事の申し込み

指定工事事業者は、給水装置工事申請書に必要書類を添えて申し込むこと。（電子申請可）
手数料は、申し込みの際に納入すること。

- * 電子申請ホームページアドレス

https://apply.e-tumo.jp/city-kurashiki-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=43768

- * 電子申請を利用する場合は、事前に電子申請利用者登録が必要である。

5. 給水装置工事の申し込み受付

給水装置工事の申し込み受付は、倉敷市水道局水道サービス課において行う。

6. 給水装置工事申請書の作成

当該工事について必要事項を記入押印すること。

- (1) 給水装置工事申請書

- ① 所定の用紙に必要事項を記入押印すること。

- ② 住宅地図のコピーを貼り付け、ページを記入すること。

注）仮設工事と新設工事を同時に申請する場合は、仮設工事申請書への貼り付けのみで可

- ③ 平面図において方位は必ず記入し、北を上にするのが原則であるが、図面の関係上やむをえない場合は、これを変更することができる。

現 行
第2章 給水装置工事の流れ

P.3

1. 給水装置工事の申し込み手続き

給水装置工事（修繕工事を除く。）の申し込みをしようとする者は、指定工事事業者を選定し、指定工事事業者は管理者に申し込むものとする。

2. 手数料及び負担金等の徴収

- (1) 手数料（設計審査手数料、しゅん工検査手数料）

「水道条例第27条」

メーター口径、又は給水管口径に応じ徴収する。

- (2) 負担金等（水道利用加入金、工事負担金、管理負担金）

「水道条例第26条」

- ① 水道利用加入金

配水管、又は給水本管から分岐するとき、メーター口径に応じ徴収する。

- ② 工事負担金

配水管の新設、又は改良を必要とするとき。

「水道条例施行規程第23条」

給水に必要な口径に対応する配水管標準工事費及び舗装の種別に応じた復旧費に、布設延長ごとの負担率及びそれぞれ該当する布設延長を乗じて算出した額を徴収する。また、改良の場合は、これに口径変更による改良負担率も乗じる。

- ③ 管理負担金

市の定める一定規模以上の開発行為であって、当該開発行為者の布設する一切の給水装置工事のうち、給水本管を市に移管し、市がこれを管理するとき、別に定める管理負担金算定基準表にそれぞれ該当する布設延長を乗じて算出した額を徴収する。

3. 給水装置工事の事前協議

次に掲げる給水装置工事の申し込みについては、申し込みの1か月前までに事前協議書2部を提出し、管理者の承認を受けなければならない。

- * 3階建て建物への直結直圧式給水
- * 直結増圧式給水
- * 受水槽式給水

4. 給水装置工事の申し込み

指定工事事業者は、給水装置工事申請書に必要書類を添えて申し込むこと。
手数料は、申し込みの際に納入すること。

5. 給水装置工事の申し込み受付

給水装置工事の申し込み受付は、倉敷市水道局水道サービス課において行う。

6. 給水装置工事申請書の作成

当該工事について必要事項を記入押印すること。

- (1) 給水装置工事申請書

- ① 所定の用紙に必要事項を記入押印すること。

- ② 住宅地図のコピーを貼り付け、ページを記入すること。

注）仮設工事と新設工事を同時に申請する場合は、仮設工事申請書への貼り付けのみで可

- ③ 平面図において方位は必ず記入し、北を上にするのが原則であるが、図面の関係上やむをえない場合は、これを変更することができる。

- ④ 申請書の記入例（章末の参考を参照）

改 正

P.4(略)

現 行

P.4(略)

改 正	現 行
(10) その他 開発許可が必要な開発行為にあつては、水道局協議済書類の写し及び給水施設計画図を添付しなければならない。また、敷地範囲及び建築物の形態確認のため、水道局が提出を求める場合、建築確認申請書類等を提出すること。 8. 給水装置工事の審査及び許可 給水装置工事の審査は、手数料納入が確認されたのちに、現地調査等による審査を行い、適正と認められる場合は、負担金等の額を決定する。 配水管の新設、又は改良を伴う場合は、配水管工事の設計が完了後、負担金等の額を決定する。 負担金等の納入が確認されたのちに、給水装置工事許可書を発行する。 9. 給水装置工事の施工 (1) 給水装置工事の施工は、管理者の許可を得たのちに、給水装置工事申請書に基づき施工すること。 (2) 許可を得たのちに、次の事項に変更が生じた場合は、管理者の承認を得て工事着手すること。 * 給水管の口径に変更があるとき * メーター設置位置等に変更があるとき * 配管経路に変更があるとき * 栓数が増減するとき (3) 配水管からの分岐工事を行う場合は、工事実施の3日前までに給水管取り出し工事予定連絡表を提出すること。(FAXまたは電子申請可) * FAX 086-423-5635 * 電子申請ホームページアドレス https://apply.e-tumo.jp/city-kurashiki-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=43773 * 電子申請を利用する場合は、事前に電子申請利用者登録が必要である。 (4) 配水管からの分岐工事を行う場合は、平日施工を原則とする。 10. 給水装置工事しゅん工に係る提出書類 給水装置工事がしゅん工した場合は、次に掲げる書類を直ちに提出すること。 (1) 新設、仮設、口径変更工事 ① 給水装置工事完了報告書 ② 水道使用申込書(新規メーター用又は、既設メーター用) 注) 既設メーター使用時は、口径、指針、メーター番号、検定年月が確認できる写真を提出 ③ 給水装置工事精算図(変更が生じた場合) ④ 屋外工事を伴う場合は、給水管位置記録表及び工事写真帳 注) 宅地内での口径変更工事については、工事写真帳のみ提出 ⑤ 遊離残留塩素濃度測定写真 注) 仮設工事において提出済の場合は、省略することができる ⑥ 既設水道メーターの返却(3日以内) ⑦ 既設水道メーター(臨時用閉止・返却)申込書 (2) 撤去工事 ① 給水装置工事完了報告書 ② 給水装置工事精算図(変更が生じた場合) ③ 給水管位置記録表及び工事写真帳 ④ 既設水道メーターの返却(3日以内) ⑤ 既設水道メーター(臨時用閉止・返却)申込書 (3) 改造工事 ① 給水装置工事完了報告書 ② 給水装置工事精算図(変更が生じた場合) ③ 遊離残留塩素濃度測定写真 ④ 工事写真帳(必要に応じて)	(10) その他 開発許可が必要な開発行為にあつては、水道局協議済書類の写し及び給水施設計画図を添付しなければならない。また、敷地範囲及び建築物の形態確認のため、水道局が提出を求める場合、建築確認申請書類等を提出すること。 8. 給水装置工事の審査及び許可 給水装置工事の審査は、手数料納入が確認されたのちに、現地調査等による審査を行い、適正と認められる場合は、負担金等の額を決定する。 配水管の新設、又は改良を伴う場合は、配水管工事の設計が完了後、負担金等の額を決定する。 負担金等の納入が確認されたのちに、給水装置工事許可書を発行する。 9. 給水装置工事の施工 (1) 給水装置工事の施工は、管理者の許可を得たのちに、給水装置工事申請書に基づき施工すること。 (2) 許可を得たのちに、次の事項に変更が生じた場合は、管理者の承認を得て工事着手すること。 * 給水管の口径に変更があるとき * メーター設置位置等に変更があるとき * 配管経路に変更があるとき * 栓数が増減するとき (3) 配水管からの分岐工事を行う場合は、工事実施の3日前までに給水管取り出し工事予定連絡表を提出(FAX可)すること。 * FAX 086-423-5635 (4) 配水管からの分岐工事を行う場合は、平日施工を原則とする。 10. 給水装置工事しゅん工に係る提出書類 給水装置工事がしゅん工した場合は、次に掲げる書類を直ちに提出すること。 (1) 新設、仮設、口径変更工事 ① 給水装置工事完了報告書 ② 水道使用申込書(新規メーター用又は、既設メーター用) 注) 既設メーター使用時は、口径、指針、メーター番号、検定年月が確認できる写真を提出 ③ 給水装置工事精算図(変更が生じた場合) ④ 屋外工事を伴う場合は、給水管位置記録表及び工事写真帳 注) 宅地内での口径変更工事については、工事写真帳のみ提出 ⑤ 遊離残留塩素濃度測定写真 注) 仮設工事において提出済の場合は、省略することができる ⑥ 既設水道メーターの返却(3日以内) ⑦ 既設水道メーター(臨時用閉止・返却)申込書 (2) 撤去工事 ① 給水装置工事完了報告書 ② 給水装置工事精算図(変更が生じた場合) ③ 給水管位置記録表及び工事写真帳 ④ 既設水道メーターの返却(3日以内) ⑤ 既設水道メーター(臨時用閉止・返却)申込書 (3) 改造工事 ① 給水装置工事完了報告書 ② 給水装置工事精算図(変更が生じた場合) ③ 遊離残留塩素濃度測定写真 ④ 工事写真帳(必要に応じて)

改 正

P.6 ~ P.8(略)

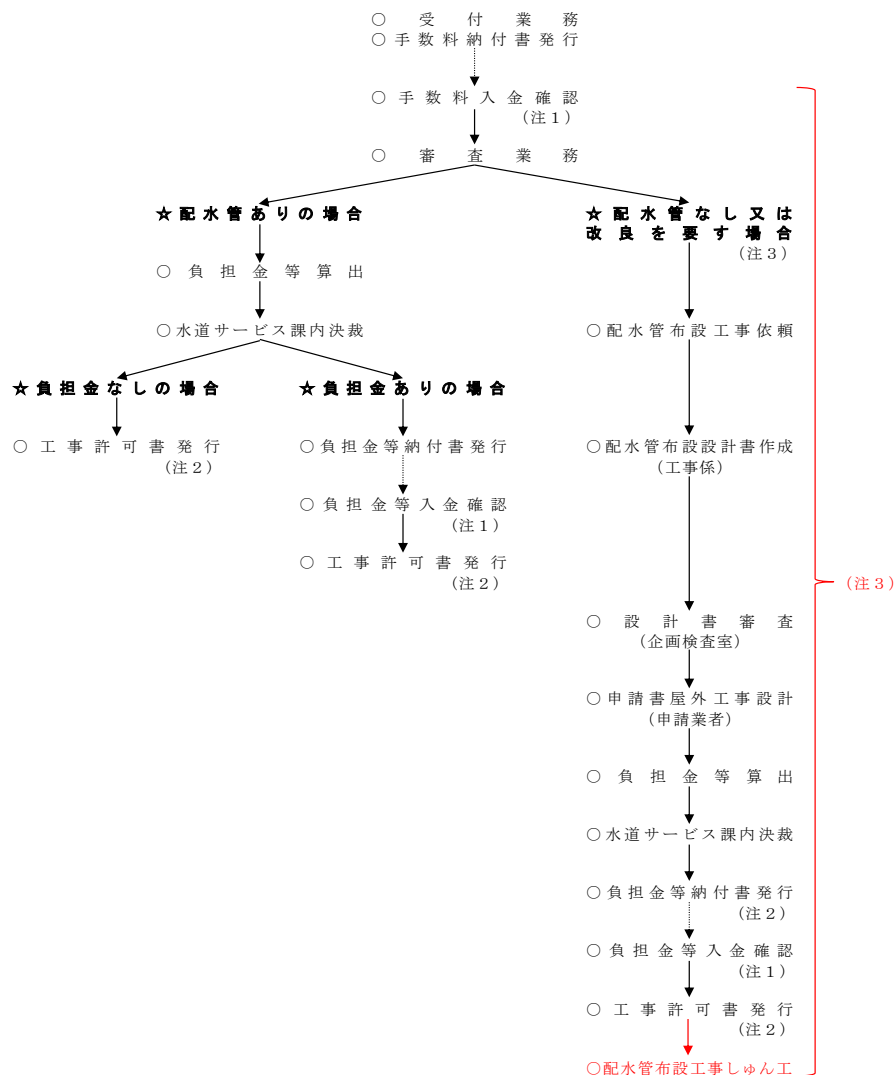
現 行

P.6 ~ P.8(略)

改正

(参考) 給水装置工事申請書 業務処理フロー

P.9



- (注1) 手数料及び負担金等を金融機関で入金した場合は、確認作業に10日程度要す。
 (注2) 許可書及び負担金等納付書の発行は、15:00以降とする。
 (注3) 手数料入金確認から配水管布設工事のしゅん工までには通常3～5か月の期間を要す。
 (注4) 上記期間については、負担金等が遅滞なく入金された場合に限る。
 (注5) 上記(注3)期間について、12月中旬以降手数料入金確認分については、翌年度工事発注となるため注意が必要である。

現行

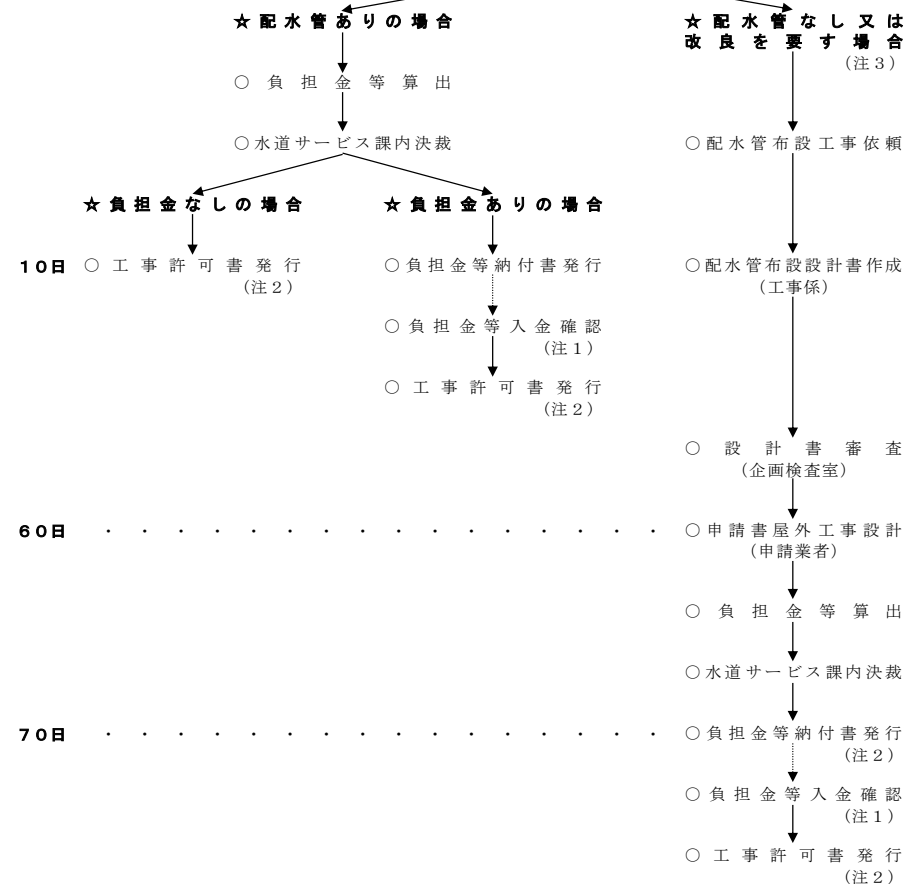
(参考) 給水装置工事申請書 業務処理フロー

P.9

(経過日数目安)
即時

当日

1日



- (注1) 手数料及び負担金等を金融機関で入金した場合は、確認作業に10日程度要す。
 (注2) 許可書及び負担金等納付書の発行は、15:00以降とする。
 (注3) 配水管布設(改良)を要する申請において、12月中旬以降受付分については、翌年度工事発注となるため注意が必要である。

改 正

給水装置施行基準

昭和 54 年 4 月	発 行
平成 2 年 7 月	改 定
平成 8 年 8 月	改 定
平成 11 年 3 月	改 定
平成 14 年 8 月	改 定
平成 19 年 4 月	改 定
平成 25 年 10 月	改 定
平成 29 年 4 月	改 定
令和 5 年 10 月	改 定
令和 6 年 4 月	改 定
令和 7 年 4 月	改 定

発 行 倉敷市水道局
担当課 水道サービス課

現 行

給水装置施行基準

昭和 54 年 4 月	発 行
平成 2 年 7 月	改 定
平成 8 年 8 月	改 定
平成 11 年 3 月	改 定
平成 14 年 8 月	改 定
平成 19 年 4 月	改 定
平成 25 年 10 月	改 定
平成 29 年 4 月	改 定
令和 5 年 10 月	改 定
令和 6 年 4 月	改 定

発 行 倉敷市水道局
担当課 水道サービス課